

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 8 日現在

機関番号：82512

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25360036

研究課題名(和文) インドにおける公益訴訟の経済社会への影響

研究課題名(英文) The Effects of Public Interest Litigation on the Indian Socio-Economy

研究代表者

佐藤 創 (Sato, Hajime)

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所・地域研究センター南アジア研究グループ・研究グループ長代理

研究者番号：40450514

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はインドの司法積極主義を可能にしている公益訴訟の条件とその社会経済的影響を検討した。主な成果は、第一、社会的弱者層の権利保護のために開始された公益訴訟も誕生から30年余りを経て社会一般の公共問題を中心とするに至っており、弱者層の利害に反する判決すら散見される段階にあるが、これは公益訴訟が訴訟手続を柔軟化してきたために生じている。第二、経済的合理性に加えて環境権や生命に対する権利などを充実させる役割を公益訴訟が果たしてきたことも確かである。第三、公益訴訟の制度的基礎は強いことが確認され、今後もインドの社会発展において重要な役割を果たしていくと考えられる。

研究成果の概要(英文)：Public interest litigation (PIL) in India, which appeared in the late 1970s, has been widely studied as the most progressive judicial activism and as a significant movement for delivering justice to the weaker sections of society. Since the first decade of the 21 century, however, some PIL cases have resulted in the rights of the poor being ignored, contrary to the original purpose of PIL. In this background, this research attempted to understand what makes the judiciary possible to pursue PIL and how PIL has reflected and affected the development of the India society. First, this research found that the informalisation of procedure and remedy in writ jurisdiction itself is the core factor in the conservative turn of PIL. Second, yet, PIL has delivered justice to the poor and guaranteed various social rights against the political inertia. Third, as PIL has become rooted in the Indian society, it is highly likely that it will keep playing an important role in her development.

研究分野：開発法学、開発経済学、南アジア地域研究

キーワード：インド 南アジア 公益訴訟 環境 公共サービス 国際情報交換

1. 研究開始当初の背景

(1) インドでは公益訴訟と呼ばれる訴訟形態を中心に世界にも類をみない司法積極主義が定着して30年以上が経過した。これについて、とくに比較法や憲法学、アジア法学の領域で、西欧法のアジア的変容という観点から、また第三世代の人権という観点から、研究が蓄積されてきた。とくに強調されたのは西欧法的な対審型手続を字も読めないような貧困層のために最高裁がイニシアティブをとって柔軟化してきた点である。

(2) 学術的な領域では、法学のみならず、重要な公共的な問題が政治の場で解決されずに司法の場に持ち込まれるという政治の司法化という観点から政治学においても、また制度変化が社会や経済にどのような影響をもたらすかという観点から経済学においても関心が寄せられ、学際的な研究の機運が高まっていた。

(3) また、現実への影響として、このインドの司法積極主義を参考に、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ、ネパールといった南アジア諸国を中心に他の開発途上国においても公益訴訟を展開させている国が出てきており、社会的弱者層の権利を擁護する運動として、インドの公益訴訟は各国から広い関心を集めていた。

2. 研究の目的

(1) インドの公益訴訟に関する先行研究においては、おもに法学的関心から、基本権(自由権・社会権)などの実体法にどのような解釈の変化が生じているか、訴訟手続や救済手段にどのような改革がもたらされたかが検討されてきた。

(2) そこで、本研究では、第一に、公益訴訟がなぜ可能なのかという条件について法技術的側面に加えて、より広い経済社会の変化の中に位置づけ検討を行うことを目指した。とくに訴訟で取り上げられる内容の傾向の変遷の把握である。第二に、同時に、公益訴訟がどのような影響を社会に与えてきているかを考察することを目指した。社会的弱者層擁護という目的が喧伝されているものの、公益訴訟として持ち込まれる問題の現実の利害関係は産業や一般市民などケースバイケースで異なり、とくに環境問題に焦点をあてることを通じて訴訟の複雑な社会的影響を考察することを目指した。第三に、この双方向的な相互作用を把握することを通じて、現代インドの諸相に新しい光をあてることを目指した。

3. 研究の方法

(1) 第一に、公益訴訟全体をサーベイし、定量的かつ定性的に整理検討を行った。公益訴

訟は社会的弱者層のための訴訟としてその展開が正当化されてきたが、今現在は環境問題などより一般の公共的な政策や問題を扱うフォーラムの一つとして機能する傾向が強いように思われ、訴えの内容、訴えの形式の双方の側面から公益訴訟の変化を検討した。

(2) 第二に、公共的な政策が司法により扱われ、社会経済的に大きな影響を持ったと思われるケースの多い環境分野について、さらに詳しくおよそ200件について担当裁判官、判決要旨などを整理した。

(3) 第三に、最高裁裁判官の任期や任命時の年齢が影響している可能性を考え、独立以来のおよそ200名の最高裁裁判官全員の任期を整理した。

(4) 第四に、公益訴訟のどのような点が参照されているか、他の南アジア諸国および旧英領系東南アジア諸国の司法審査制度の比較検討を行った。

(5) 第五に、国内、国外において研究発表、研究交流を行い、発券および知見のクロスチェック、再吟味作業を行った。

4. 研究成果

研究を実施して得た主な成果は以下の三点だと考えている。

(1) 社会的弱者層の権利を保護するために開始された公益訴訟も、その内容は弱者の問題から社会一般の公共的な問題に力点が移動しており、さらに社会的弱者層の利害に反する判断が下される例も2000年代に入って散見される段階にきている。

例えば、デリーでは、公益訴訟において、環境保全の名のもとに、スラムの破却が司法のイニシアティブで顕著に進み、スラム居住者の居住権は顧みられない事例が頻発していた。こうしたことが生じる理由を検討し、その主たる要因が貧困層のためという理由で正当化された訴訟手続の柔軟化が司法の裁量の余地を大幅に広げてきたことにあることを明らかにした。裁判官の価値観によって判決の方向が大きく左右に振れてしまう条件を皮肉なことに公益訴訟自体が司法の手続的な裁量権を強めることにより作り出していたのである。したがって、公益訴訟の社会への影響は、社会的弱者層救済や公正性などの、一定の価値に向かうものでは必ずしもなく、いずれの方向へも働きうるということを明らかにした。

この点は、下記、学会発表、
、および図書、その他、
、にて議論している。

(2) そうであるとしても、公益訴訟は、環境問題を代表とする公共問題において、経済的

c 佐藤創・太田仁志「インドにおける
公共サービス：本書の目的と背景」(佐藤
創・太田仁志編『インドの公共サービス』
(アジア経済研究所、2017年、査読
有、13-26頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

佐藤創「インドにおける高額紙幣の切り
替えについて(1)」(2017年3月)
http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201703_sato.html。

佐藤創「インド：岐路に立つ司法積極主義(3)」(2016年3月)
http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201603_sato_3.html。

佐藤創「インド：岐路に立つ司法積極主義(2)」(2016年3月)
http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201603_sato_2.html。

佐藤創「インド：岐路に立つ司法積極主義(1)」(2016年3月)
http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201603_sato_1.html。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 創 (SATO, Hajime)
独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所地域研究センター南アジア研究グループ研究グループ長代理

研究者番号：40450514

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：

(4) 研究協力者
()